

## 多摩市公共施設電気需給契約（その2） 仕様書

### 1. 概要

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 件名     | 多摩市公共施設電気需給契約（その2）（単価契約）             |
| (2) 需要場所   | 別紙1のNo.20～No.45までの26施設               |
| (3) 業種及び用途 | 学校（小学校・中学校）                          |
| (4) 契約期間   | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで                |
| (5) 供給期間   | 令和4年4月1日0時00分から<br>令和5年3月31日24時00分まで |

### 2. 仕様

#### (1) 供給電気方式等

- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 供給方式       | 交流3相3線式  |
| ② 受電方式       | 1回線受電    |
| ③ 供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ④ 計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ⑤ 標準周波数      | 50ヘルツ    |
| ⑥ 自家発電設備     | 別紙1のとおり  |

#### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ① 契約電力等 別紙2のとおりただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

② 契約期間予定使用電力量（12ヶ月）

3,947,916 kWh

※内訳 夏季使用電力量 1,169,856 kWh

その他季使用電力量 2,778,060 kWh

（施設別月別予定使用電力量は、別紙2のNo.20～45のとおり）

③ 月別使用電力量実績 別紙3のとおり（令和2年10月～令和3年9月）

※実使用電力量と予定使用電力量に相違が生じても単価の変更は行わない。

#### (3) 電力構成（メニュー）

CO2排出係数ゼロとなる（CO2排出係数がゼロとならない場合は、再生可能エネルギー由来の非化石証書を付けた）以下の電力とする。

- ① 発電事業者である多摩ニュータウン環境組合と小売電気事業者による相対契約に基づき、小売電気事業者が環境価値（非FIT非化石証書）を含めて調達した電力。

- ② 多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場の発電電力が不足した際は以下の電力とし、アまたはイの電力（ア及びイの混合による電力も可）とする。

ア 非FIT電力（再生可能エネルギー由来）100%の電力

イ トラッキング付き非化石証書を付けたFIT電力100%の電力

- (4) 需給地点 別紙1のとおり
- (5) 電気工作物の財産分界点 別紙1のとおり
- (6) 保安上の責任分界点 別紙1のとおり
- (7) 電力量等の検針
  - ① 自動検針装置 有
  - ② 電力会社の検針方法 通信による検針
  - ③ 計量器 電力需給用複合計器（通信機能付普通級）

### 3. 特記事項

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 常用自家発電設備については、東京電力パワーグリッド株式会社との間で、発電設備系統連系サービス要綱(平成20年9月1日実施)に基づき系統連系契約を締結している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（約款）による。
- (5) 見積単価の算定にあたっては税込み及び各使用月の力率は一律100パーセントとし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は含まないものとする。
- (6) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。
  - ① 契約電力及び最大需要電力の単位は「1 kW」とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ② 使用電力量の単位は「1 kWh」とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ③ 料金その他の計算における合計金額の単位は「1円」とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
  - ④ 消費税及び地方消費税相当額の単位は「1円」とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
  - ⑤ 力率の単位は「1%」とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ⑥ 電力使用にあたり、年間電気使用量、月別電気使用量、日別実績、及び電子データを市担当者の求めに応じ提供できるものとする。
- (7) 「電力構成」の内容が確認可能なデータを提出すること。なお、「電力構成」の内容確認については、電力の調達先との調達電力量を確認できる資料を含めることとする。ただし、インターネット等を通じて上記データを抽出可能なサービスを行っている場合は、これに代えることができる。

4. この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。